2つの制度をご紹介しますひとり親家庭等を支援する

◎児童扶養手当

します。
り親世帯等の生活の安定と自立を促進り親世帯等の生活の安定と自立を促進のいて手当を支給する制度です。ひと母と生計を同じくしていない子どもに母を生計を同じくしていない子どもに

○どのような人が手当を受けられるの

とはぶずる まずが これば する父、母または養育者 次のいずれかに該当する児童を養育

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 児童
- ければ支給要件には該当しません。いても、一定の条件が満たされていなただし、このような児童を養育してとが未婚で出生した児童(など)
- 7月末に案内を郵送済です。 要です。手当てを受けている方には※毎年8月中に「現況届」の提出が必

◎ひとり親家庭等医療費助成

負担分の一部を市が助成する制度です。ひとり親家庭等に対し、医療費の本人

○どのような人が助成されるのですか?

・父母のいない児童を養育している人・母子家庭・父子家庭の父母と児童

を受けない。 れば、助成要件には該当しません。 ても、一定の条件が満たされていなけただし、このような児童を養育してい

は7月末に案内を郵送済です。き」が必要です。受給している方に※毎年8月中に「受給者証の更新手続

人のことをいいます。 態にある場合は20歳未満)までの 態にある場合は20歳未満)までの でいる状態になった日以後の最

お問い合わせ

、、 または各支所市民課・行政サービスセ

農ミニシ情報❸

認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、要介 認知症対応型通所介護は、要介 という。 必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活上の世 きるよう、必要な日常生活と対で きるよう、必要な日常生活を営むことがで きるめ 孤立感を解消したり、心身の 様能の維持、利用者家族の身体

ています。

でいます。

を行うほか、機能訓練などを行っなど、日帰りで日常生活上の世話康チェック、食事、排せつ、入浴財象として、居宅からの送迎後健対象として、居宅からの送迎後健対象として、居宅からの送迎後健

型通所介護施設として「両津デイ佐渡島内には唯一の認知症対応

のご協力をいただいています。 し、たくさんのボランティアから ります。定員12名の小規模で家庭ります。定員12名の小規模で家庭 ります。定員12名の小規模で家庭



 i津デイサービスセンターたんぽぽ

来春、複数の介護施設の開設や 来春、複数の介護施設の開設や 当年があり、今後ますます介護職 の就業を考えている方は、市役所の就業を考えている方は、市役所の就業を考えている方は、市役所の就業を考えている方は、市役所の対策を表します。

お問い合わせ